

雑誌スポンサー制度 募集要領

「目的」

雑誌スポンサー制度は、地域貢献活動の一環として、雑誌スポンサーに情報発信の場を提供するとともに財源を確保し、雑誌コーナーの充実をもって、地域への図書館サービスの向上を図ることを目的としています。

「内容」

スポンサー（雑誌の購入代金を負担）になっていただくと、図書館の雑誌カバーに広告を載せることができます。また、阪南市外在住の個人スポンサーは、当館の貸出券を作ることができます。

・ スポンサーの資格

企業、商店、団体、個人での申込みが可能です。ただし、次に該当する場合はスポンサーになれません。なお、広告の掲出中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

- ① 民事再生法または会社更生法による再生または更生手続き中のもの
- ② 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- ③ 暴力団または暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- ④ その他阪南市立図書館長が適当でないと認めるもの

・ 雑誌のタイトル

当館指定の別紙「雑誌リスト」から選定していただきます。

リスト以外の雑誌をご希望の場合は協議させていただきます。

・ 広告内容

広告の内容は、市行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、利用者に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当または該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としません。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるものまたは誤解されるおそれのあるもの
- (6) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義または主張に当たるもの）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

・ 広告掲出期間

広告の掲出期間は、原則として館長が掲出を決定した日の属する月又は翌月から当該年度の3月までとする。

・ 支払い方法

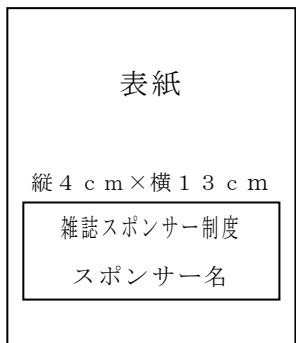
図書館で購読中の雑誌は、年間購読料を一括で図書館にお支払いください。

「雑誌リスト」から選ぶ場合は図書館と支払い方法等をご協議ください。

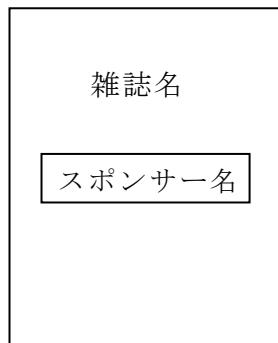
スポンサー表示 見本

- ・最新号のカバーにスポンサー名を表示します。
- ・カバーの裏面にスポンサー広告1枚を挿入することができます。

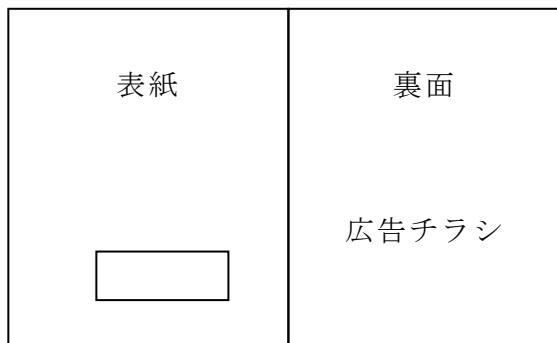
最新号カバー



図書館雑誌コーナー



広告チラシ



最新号カバー裏面に、広告チラシ
1枚を挿入することができます。

「スポンサーになった雑誌が休刊・廃刊の場合」

- ・後続雑誌に広告を振り替えまたは、支払い購読料と同等かそれ以下の当館購読誌から選んでください。

「応募方法」

- ・「雑誌スポンサー制度申込書」にご記入の上、次の書類を添付して、直接お持ちいただきか、郵送で下記まで申込みしてください。図書館から決定通知書を送付し、支払いについてご説明します。

【添付書類】

1. 広告図案（最新号カバーに収まるサイズで片面印刷）
2. 会社概要等（業種等がわかるもの）
3. 広告主のホームページのURL（ない場合は不要）

